

かんたん手続アプリ利用規定変更対比表 (2025年9月24日)

現行		変更後	
第3条	利用いただけなくなったキャッシュカードおよび三菱UFJデビット (単体型) の再発行	第3条	利用いただけなくなったキャッシュカードおよび三菱UFJデビット (単体型) の再発行
2項	<p>次の場合、お客さまは前項のサービスを利用いただくことができません。</p> <p>① キャッシュカードおよび三菱UFJデビット (単体型) の盗難・紛失等により、お手元にカードを準備できていない場合</p> <p>② 暗証番号相違でキャッシュカードを使えず、かつ、当行所定の本人確認書類と顔写真を用いた本人確認を行えない場合</p> <p>③ 同時にキャッシュカードおよび三菱UFJデビット (単体型) の暗証番号を変更する場合</p> <p>④ お客さまが個人のお客さま以外である場合</p> <p>⑤ お客さまが日本国外に居住している場合</p> <p>⑥ お手元のキャッシュカードが、紛失・盗難等の届出のなされているカードである場合、または、当座キャッシュカード、カードローンカード、その他の当行所定のサービス対象外カードである場合</p> <p>⑦ お手元のキャッシュカードおよび三菱UFJデビット (単体型) と異なる種類のカード再発行を希望される場合</p> <p>⑧ その他当行所定の事由が認められる場合</p>	2項	<p>次の場合、お客さまは前項のサービスを利用いただくことができません。</p> <p>① キャッシュカードおよび三菱UFJデビット (単体型) の盗難・紛失等により、お手元にカードを準備できていない場合</p> <p>② <u>当行所定の本人確認書類と顔写真を用いた本人確認を行えない場合</u></p> <p>③ 同時にキャッシュカードおよび三菱UFJデビット (単体型) の暗証番号を変更する場合</p> <p>④ お客さまが個人のお客さま以外である場合</p> <p>⑤ お客さまが日本国外に居住している場合</p> <p>⑥ お手元のキャッシュカードが、紛失・盗難等の届出のなされているカードである場合、または、当座キャッシュカード、カードローンカード、その他の当行所定のサービス対象外カードである場合</p> <p>⑦ お手元のキャッシュカードおよび三菱UFJデビット (単体型) と異なる種類のカード再発行を希望される場合</p> <p>⑧ その他当行所定の事由が認められる場合</p>
第4条	通帳・キャッシュカードの紛失・盗難の届出、紛失・盗難にかかる通帳・キャッシュカードの再発行	第4条	通帳・キャッシュカードの紛失・盗難の届出、紛失・盗難にかかる通帳・キャッシュカードの再発行
3項	<p>次の場合、お客さまは、本アプリによる紛失・盗難届出または本アプリによる盗難等通帳・キャッシュカードの再発行申し込みを利用いただくことができません。この場合には、本アプリによる紛失・盗難届出以外の方法によって直ちに紛失・盗難届出を行い、また、本アプリによる通帳・キャッシュカードの再発行申し込み以外の方法によって通帳・キャッシュカードの再発行の手続きをお取りください。</p> <p>① 紛失または盗取された通帳またはキャッシュカードにかかる預金口座の店番、口座番号がわからない場合</p> <p>② キャッシュカードの暗証番号がわからず、かつ、当行所定の本人確認書類と顔写真を用いた本人確認を行えない場合</p> <p>③ 印鑑の紛失がある場合。ただし、第8条の方法に従って印鑑の紛失・盗難の届出および印鑑レス口座への切替えと同時に手続きする場合は、キャッシュカードの再発行が可能です。</p> <p>④ 同時にキャッシュカードの暗証番号を変更する場合</p> <p>⑤ 紛失または盗取された通帳を解約する場合</p> <p>⑥ お客さまが個人のお客さま以外である場合</p> <p>⑦ お客さまが日本国外に居住している場合</p> <p>⑧ 紛失または盗取された通帳またはキャッシュカードにかかる預金口座が当行所定のサービス対象外口座である場合</p> <p>⑨ 紛失または盗取されたキャッシュカードが、クレジットカード機能付カード、当座キャッシュカード、カードローンカード、その他の当行所定のサービス対象外カードである場合</p> <p>⑩ 紛失または盗取された通帳またはキャッシュカードの再発行の申し込みを受け付けた時点、および引き落とし時点で、お客さまが手数料引落口座として指定する預金口座の残高が当行所定の手数料額に満たないこと等により、手数料の引落しができない場合</p> <p>⑪ その他当行所定の事由が認められる場合</p>	3項	<p>次の場合、お客さまは、本アプリによる紛失・盗難届出または本アプリによる盗難等通帳・キャッシュカードの再発行申し込みを利用いただくことができません。この場合には、本アプリによる紛失・盗難届出以外の方法によって直ちに紛失・盗難届出を行い、また、本アプリによる通帳・キャッシュカードの再発行申し込み以外の方法によって通帳・キャッシュカードの再発行の手続きをお取りください。</p> <p>① 紛失または盗取された通帳またはキャッシュカードにかかる預金口座の店番、口座番号がわからない場合</p> <p>② <u>キャッシュカードを紛失しまたは盗取された旨の届出をする場合で、</u>キャッシュカードの暗証番号がわからず、かつ、当行所定の本人確認書類と顔写真を用いた本人確認を行えない場合</p> <p>③ <u>紛失または盗取されたキャッシュカードの再発行をする場合で、当行所定の本人確認書類と顔写真を用いた本人確認を行えない場合</u></p> <p>④ <u>第6項の方法にしたがってICキャッシュカードへの切替えをする場合で、当行所定の本人確認書類と顔写真を用いた本人確認を行えない場合</u></p> <p>⑤ 印鑑の紛失がある場合。ただし、第8条の方法に従って印鑑の紛失・盗難の届出および印鑑レス口座への切替えと同時に手続きする場合は、キャッシュカードの再発行が可能です。</p> <p>⑥ 同時にキャッシュカードの暗証番号を変更する場合</p> <p>⑦ 紛失または盗取された通帳を解約する場合</p> <p>⑧ お客さまが個人のお客さま以外である場合</p> <p>⑨ お客さまが日本国外に居住している場合</p> <p>⑩ 紛失または盗取された通帳またはキャッシュカードにかかる預金口座が当行所定のサービス対象外口座である場合</p> <p>⑪ 紛失または盗取されたキャッシュカードが、クレジットカード機能付カード、当座キャッシュカード、カードローンカード、その他の当行所定のサービス対象外カードである場合</p> <p>⑫ 紛失または盗取された通帳またはキャッシュカードの再発行の申し込みを受け付けた時点、および引き落とし時点で、お客さまが手数料引落口座として指定する預金口座の残高が当行所定の手数料額に満たないこと等により、手数料の引落しができない場合</p> <p>⑬ その他当行所定の事由が認められる場合</p>
第9条	住所・電話番号の変更	第9条	住所・電話番号の変更
1項	<p>本アプリにより、届出住所、送付先住所、電話番号の変更手続きを行うことができます。変更手続きは、お客さまが本アプリにより、届出住所、送付先住所、電話番号の変更を申し込まれたあと、当行において所定の手続きをした後に完了します。</p>	1項	<p>本アプリにより、届出住所、送付先住所、電話番号の変更手続きを行うことができます。変更手続きは、お客さまが本アプリにより、届出住所、送付先住所、電話番号の変更を申し込まれたあと、当行において所定の手続きをした後に完了します。<u>なお、漢字住所をお届出いただいた場合でも、届出住所、郵便物等にかた住所が表示される場合があります。</u></p>